

長期収載品の選定療養費について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。厚労省ポスターも併せてご覧ください。

＜長期収載品の選定療養費とは＞

- ・ 長期収載品の選定療養費とは令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入される制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の2分の1を自己負担していただく制度です。
- ・ 患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

＜対象となる医薬品＞

- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（※在宅注射薬剤も対象となります。）

＜対象外となる医薬品＞

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品
- ・ 入院患者

＜負担金額＞

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差の2分の1を選定療養費としてお支払い頂きます。

※選定療養費には消費税もかかります。